

令和3年度
古民家移築再生整備事業
＜技術提案書記載要領＞

令和3年9月

厚真町産業経済課

経済グループ

古民家移築再生整備事業技術提案書記載要領

1 提案書の様式等

- (1) 用紙サイズは、原則として A4 サイズとし、資料等については A3 も使用可とするが A4 版に折り畳むこと。
- (2) 様式は、特別に定めない。
- (3) 提案書の表紙に、提出日、提案事業者の住所、名称、代表者名を記載すること。

2 提案書記載内容

(1) 古民家活用計画及び収支計画に関する提案（活用に係る事業計画）

ア 活用計画について

- ① 古民家の活用事業の計画を、活用開始から 5 年程度の期間で記載すること。
- ② 提供するサービスを記載すること。
- ③ 集客目標値及び広報等の集客方法をについて記載すること。
- ④ 活用開始から 5 年程度の収支計画を記載すること。
- ⑤ 古民家を活用して行う必要性を記載すること。
- ⑥ その他、古民家活用事業方針に従うこと。【資料 7】

※営業に必要な設備機器・什器等の建物に付随しないものについては、活用事業者の費用負とする。

イ 森林エリアの活用について

- ① 古民家敷地内の外構や周辺の森林を活用したサービス等の計画を記載すること。

ウ その他独自の提案について

- ① 古民家敷地外の整備とそれに付随する活用事業の提案がある場合には、その計画を記載すること。町では環境保全林等周辺環境の整備を計画しているため、提案を参考にする場合がある。その提案の際に、旧幅田邸（蔵）、旧宮崎邸、旧宮崎邸（納屋）の設置についての提案を可能とする。【資料 1】
- ② アフターコロナ、防災、SDG s 等、時代のニーズを反映した計画があれば記載すること。
- ③ 自らの資金調達、各種制度の活用により行う計画があれば記載すること。
- ④ 町内の古民家や森林、その他の地域資源を活用、またはそれらを活用する事業者と連携して行う事業計画があれば記載すること。

(2) 古民家移築再生整備に関する提案（設計図書）

ア 歴史的遺構の保存・設備について

- ① 歴史的遺構を後世に伝承できるような限り残しながら、活用方法に沿った提案内容とすること。建物の構造や間取り等は国登録有形文化財として申請できるような歴史的構造等を残した移築再生を行うこと。歴史的構造等を残すとは、越中型民家の特徴である広間及び座敷（和室・首切りの間）を建築当初の建材・建具により、明治の建築当初の構造で再生することを言

い、梁組み、小屋組み、帯戸、ランマ、天井等を残すことを言う。現在失われた構造等（小屋組み、土間、外壁）はできる限り当初の構造を検討し設計するものとする。【資料1】

② 各設備等の採用根拠や創意工夫についても記載すること。

イ 事業工程について

① 関係機関等との協議の進め方も含め、事業全体の工程について記載すること。

ウ レイアウトについて

① 建物、駐車場等レイアウトに関して創意工夫や採用根拠について記載すること。なお、盛土及び切土が予定される場合にはその有無を記載すること。

② 水周りや事業活用部分の配置に関しての創意工夫や採用根拠について記載すること。

エ 付帯工事等について

① 本施設建設工事に関して、上記以外の工事、設備等（外構、駐車場、外灯、その他）について記載すること。

オ その他、工事全般

① 近隣住民への配慮について記載すること。

② 関係法令に準拠した施工とし、施工内容を記載すること。

③ 建設工事に関して、特別な提案等があれば記載すること。

④ 施工体制や施工時の安全管理方法について記載すること。

カ 保証

① 古民家設備に不具合が発生した場合など緊急時のアフターフォロー体制があれば記載すること。

② 保証範囲・内容等について特筆すべき点があれば記載すること。

(3) 業務内容以外の提案

ア 地元貢献・経済効果について

① 本事業実施にあたっての地元企業等との連携について、予定があれば、工種、業者名等具体的に記載すること。

② 地元経済に寄与する取組等について、予定があれば記載すること

③ 本事業実施後の町への貢献等について、予定があれば記載すること。

イ メンテナンス等

① 関係法令等に基づく必要な管理、点検などのメンテナンス等について記載すること。

② 契約者が行う独自のアフターサービス等があれば記載すること。

ウ その他

① 提案事業者のアピールポイントとして、提案事業者の優位性等について記載すること。

② 仕様書に記載された業務内容以外のものについて、必要に応じ記載すること。

3 見積書の記載内容等

(1) 見積書

見積書は、事業費全体の見積書（税抜き、消費税、税込み金額を記載）と、下記事業内訳書を添付した事業ごとの見積書（税抜き、消費税、税込み金額を記載）を作成すること。

(2) 内訳明細書（提案）

次のとおり業務別に分けて作成すること。また、各内訳書においては、総括（大項目）、共通費・経費計算表、直接工事費集計（中項目）、工種別明細とすること。なお、提案内容に沿った概算でかまわないこととする。

- ①基本設計委託業務費
- ②地盤調査委託業務費
- ③設計・施工一括買取事業費

※③に含む業務は以下の業務費用とする。

- 1. 建物実施設計業務（解体設計含む）
- 2. 造成・外構実施設計業務
- 3. 建設工事費（建・電・機、解体）
- 4. 造成工事費（造・外）
- 5. 建設工事監理委託業務（建・電・機、解体）
- 6. 造成工事監理委託業務（造・外）
- 7. 各申請手数料（建、造、解体等）

(3) 業務内容以外の提案

業務内容以外の提案内容については、見積書を分けて作成すること。